

第4回佐久市無居住家屋等対策協議会 次第

日時：平成29年11月22日（水）

午前10時00分～午前11時00分

会場：佐久市役所 7階 701会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 佐久市無居住家屋等対策計画(案)について【資料1】

第3回協議会后、9月にパブリックコメントを行った結果、これまで協議した内容で進めることを説明。

前回からの変更箇所について説明。内容は以下のとおり。

- ① 8ページについて、イメージ写真がなかったため追加したこと、及び前回は空欄や作りかけであった箇所(29ページ「地区別の対策について」、31ページ「地域の特性に応じた対策について」)の内容を記入。
- ② パブリックコメントにおいて、住宅用地特例について、佐久市が今後実施する予定の施策と解釈した意見があったため、35ページの住宅用地特例に関する図表20の内容を、既に制度化されているものであると分かるように修正。
- ③ 7ページの実態調査の結果について、一般的な空き家率は、住宅総数に基づいて算出されているが、計画案では世帯数を分母としているため、混同しないように「推定空き家率」と表記し、7ページの下部に説明を追加。

その他も含め、次回の協議会で公表する計画を示す予定であることを説明。

《質疑、意見等》

なし

(2) 特定空家等の判定結果等および今後の措置について

個人情報保護の観点から非公開

(3)その他

次回開催日について説明。

資料2-2 一次調査票についての変更点を説明。

①「明らかに著しく保安上危険な状態」について、一次調査票の項目で、誰が見ても明らかに特定空家等と判定できる物件に対する項目を設け、調査マニュアルにもその旨を追記したことを説明。

《質疑、意見》

[委員]

敷地内にある立木について、判定等には関係ないか。

[事務局]

空家特措法で定義する「空家等」とは、敷地内の立木、草木、門、塀等も対象になるため、そういった内容に関する事案も指導の対象とすることができる。

[委員]

行政代執行が行われた場合、相手に財政的な支払能力がない場合はどうするのか。

[事務局]

行政代執行については、所有者に費用を請求する形にはなるが、他自治体の事例によると、実際はほとんど費用を回収できていないのが実情であるらしい。全国的に事例が少ないのもそのためかと思われる。所有者が不存在の場合は相続財産管理人制度や、所有者の行先が分からない場合は不在者財産管理人制度もあるので研究していきたい。

[委員]

支払いをしない場合には処分の対象にはならないのか。

[事務局]

今後研究をしていきたい。

[委員]

そういった事例を抱えているので、請求されても支払えないと思われる。

[事務局]

その他の方法である、相続財産管理人制度や不在者財産管理人制度の研究も進めていきたい。

4 閉会